

十島開発総合センター指定管理者選定に係るプロポーザル評価基準

鹿児島県十島村

令和7年4月1日から十島開発総合センターの管理運営を代行する指定管理者を決定するためにプロポーザルを実施するための評価基準を以下のように定める。

1 基本事項

次の事項について有無を確認し、プロポーザルへの参加資格が無いと判断される場合は、評価の対象外とする。

- (1) 参加資格
- (2) 申請書類

2 評価事項

① 以下の基準に従い評価を実施する。

- (1) 施設効用の発揮及び収益性
- (2) 利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上
- (3) 施設管理に係る人員、資産その他経営の規模及び能力
- (4) 施設管理に係る経費
- (5) 指定管理期間の年数及び指定管理期間中の計画

② 具体的な評価内容

- (1) 施設効用の発揮及び収益性

十島開発総合センターの地理的状況や立地条件、施設能力をどのように活用していくかに対して評価を行う。

情報発信の手法、及び農業体験ボランティア・スポーツ合宿等の誘致方法とその計画について評価を行う。

- (2) 利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上

公平な利用の確保の方法や日常的な作業の実施方法について評価を行う。

- (3) 施設管理に係る人員、資産その他経営の規模及び能力

安定した人員配置方法や経営の経験、集落との連携方法や方針について評価を行う。

- (4) 施設管理に係る経費

年間に必要となる経費の総額について評価を行う。

(5) 指定管理期間の年数及び指定管理期間中の計画
指定管理を行う期間の計画性について評価を行う。

3 評価方法

- ①申請書等の書類審査
 - ②面談による聞き取り審査
 - ③審査内容の検証
- 上記①～③を経て決定する。

4 評価基準

次の評価基準により評価する。

区分	配分
施設の運営・活用方針及び収益性	5
日常的な管理方法	5
集落や他団体等との連携	5
年間経費の妥当性	5
指定管理期間の年数及び 指定管理期間中の計画	5

5 注意事項

下記については特に詳しく説明すること

- ①情報発信の手法、及び農業体験ボランティア・スポーツ合宿等の誘致方法
とその計画について
- ②指定管理施設の活用に係る地域づくりに関する提案や集落等との連携について
- ③提案する指定管理期間の年数及び設定した理由について